

華誠の知的財産権ニュースレター



2019年06月 第二十六期

目次

知的財産権

2019年1～4月知的財産権の主な統計データ	2
2018年には21.5万件の権利侵害冒用事件を取り締った	3

特許

特許費用徴収の減額条件の調整を7月1日から実施	4
-------------------------------	---

商標

2019年第1四半期の商標に関する作業状況の分析	4
2019年第1四半期全国省市県の商標の主な統計データ	5



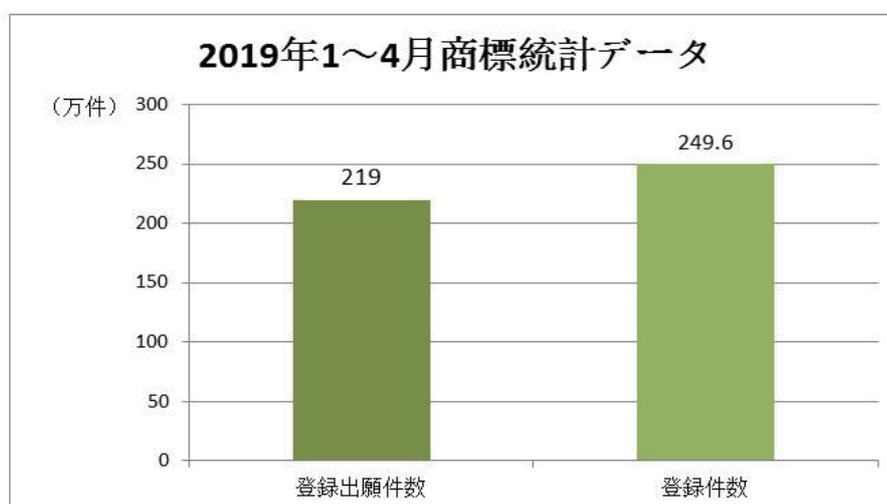
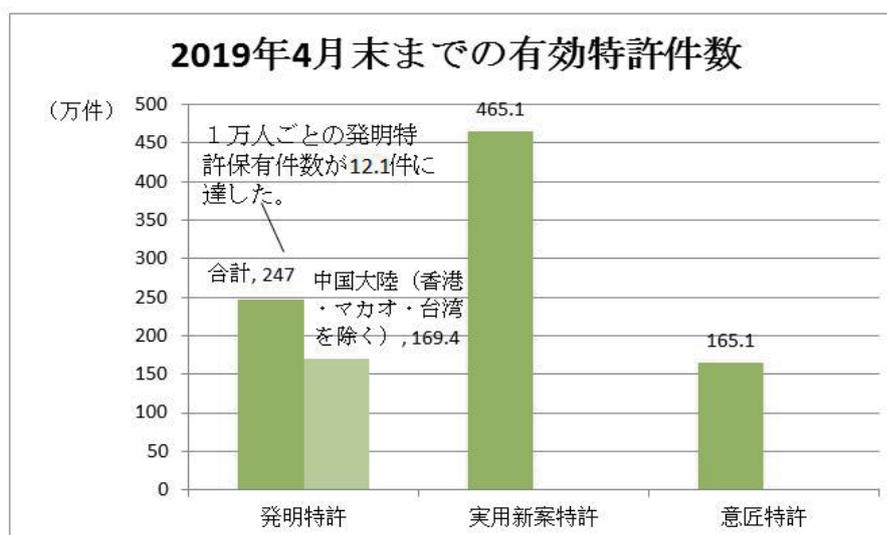
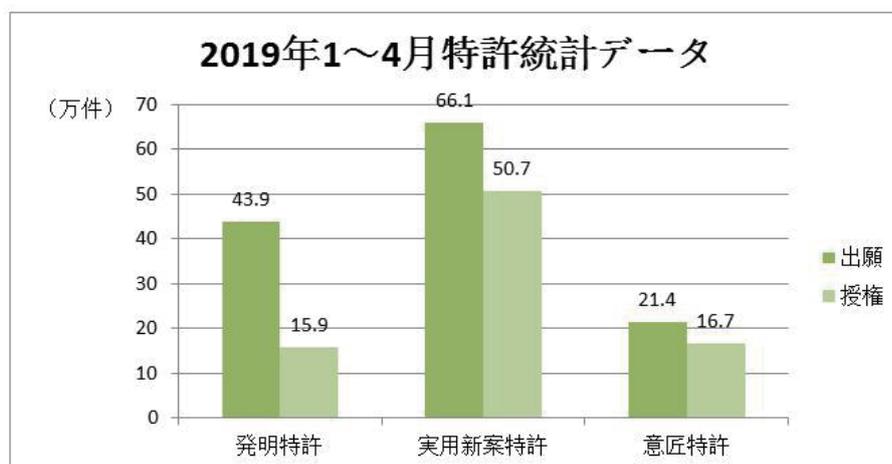
公式サイト：www.watsonband.com

Eメール：mailip@watsonband.com | mail@watsonband.com

知的財産権

2019年1～4月知的財産権の主な統計データ

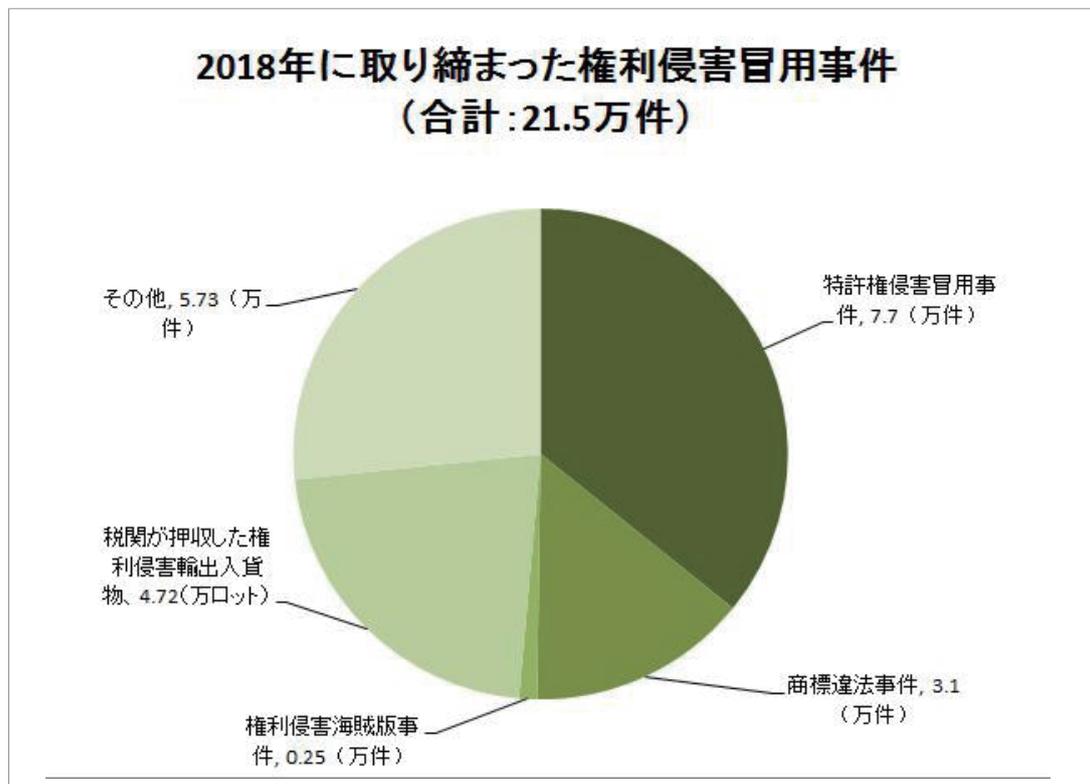
商務部オフィシャルウェブサイトにおける2月12日の情報によると、2018年の中国のサービスの輸出成長率は8年ぶりの新たな最高記録となり、12月当月の輸出入は依然として比較的高い成長率を維持している。



知的財産権

2018 年には 21.5 万件の権利侵害冒用事件を取り締まった

2018 年、全国の行政法執行機関が権利侵害冒用事件を 21.5 万件を取り締り、インターネット、農村と都市の結合部の市場などの権利侵害冒用の多発分野と地域の監督管理を継続して強化した。



また、司法保護はさらに強力であり、公安機関が摘発した権利侵害冒用事件は約 1.9 万件、検察機関が逮捕を許可した知的財産権の侵害に関わる犯罪事件は 3,306 件で 5,627 人に及び、全国の裁判所にて結審した各種知的財産権事件は約 32 万件、同期比で 41.6% 増となった。権利侵害冒用製品は法に基づいて廃棄され、無害化して廃棄された権利侵害冒用製品は全国で約 3,500 トンに上った。

ビジネス環境の最適化の面では、中国は税関、国境検査、海事の一括連合検査を推進し、輸出、輸入の全体的な通関時間が前年度比でそれぞれ 61.2% と 56.4% に圧縮された。企業の設立期間が大幅に圧縮され、元の平均 20 日間から 8.5 日以内に減少した。「証照の分離」改革が全国で推進され、「参入可、営業禁止」の問題を解説し、「双随机、一公開（ダブルランダム、即時公開）」の監督管理を推進した。世界銀行が発表した報告書「ビジネス環境の現状 2019」によると、2018 年の中国におけるビジネス環境の改善幅は世界第 3 位、東アジア太平洋地区ではトップとなった。

(中国知識産権網 より)

特 許

特許費用徴収の減額条件の調整を7月1日から実施

このほど、財政部、国家発展改革委員会は「一部の行政事業上の費用徴収の減免に関する政策についての通知」を公布した。「通知」では、減額納付プロジェクトは2019年7月1日から施行されると規定している。

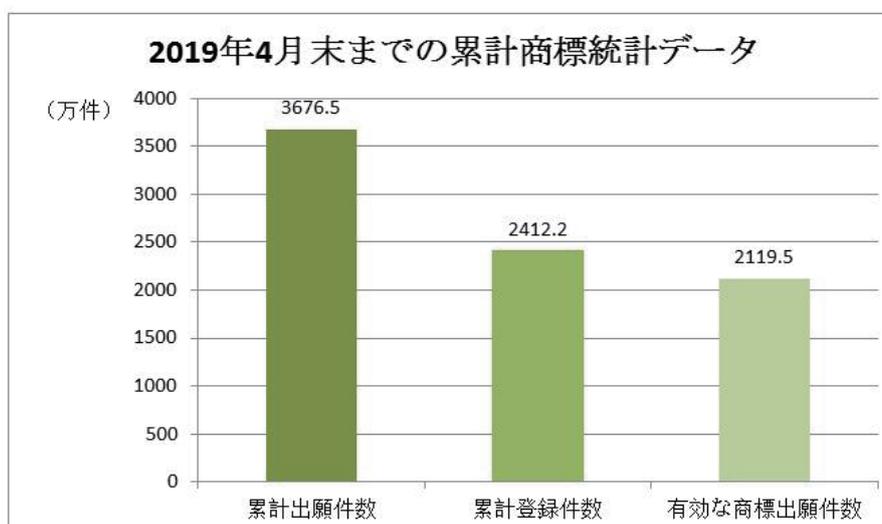
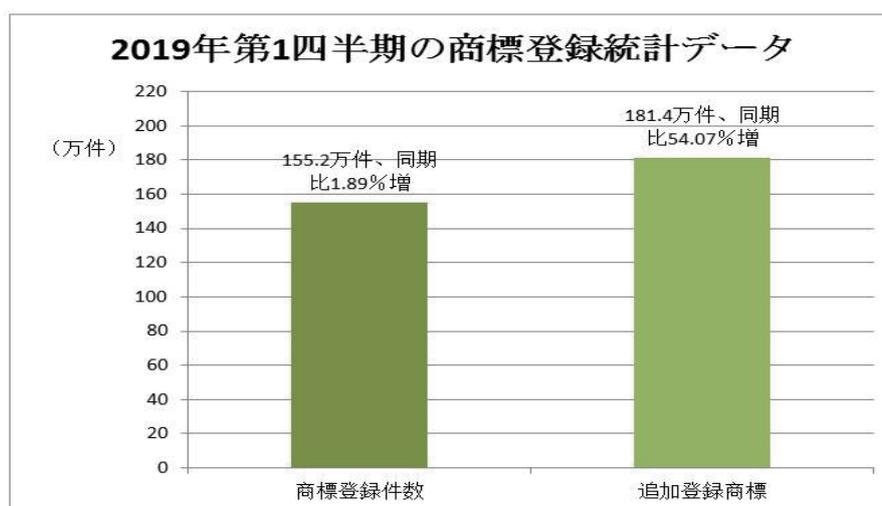
「通知」で重点的に調整している特許費用徴収の減額条件は以下の通りである：

「財務部国家発展改革委員会による『特許費用徴収減額納付弁法』に関する通知」（財税（2016）78号）第3条には、特許費用徴収の減額納付を申請できる特許出願人及び特許権者の条件は、前年度の月平均収入が3,500元（年4.2万元）に満たない個人を前年度の月平均収入が5,000元（年6万元）に満たない個人に調整する。前年度の企業の課税所得額が30万元に満たない企業を前年度の企業の課税所得額が100万元に満たない企業に調整すると規定されている。

（中国知識産権網 より）

商 標

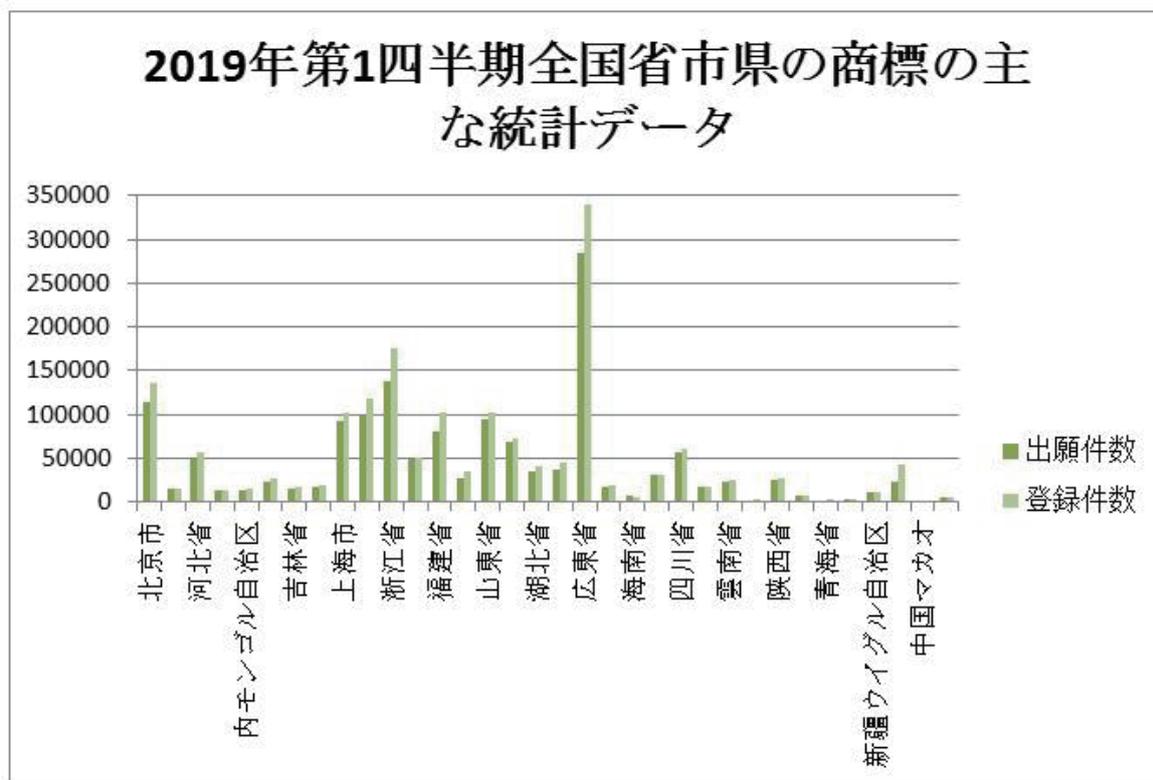
2019年第1四半期の商標に関する作業状況の分析



（国家知産権局商標局より）

商 標

2019 年第 1 四半期全国省市県の商標の主な統計データ



(国家知産権局商標局 より)